

『成育基本法が成立して2年
産婦人科はどのように変わるか？』

成育基本法の運用へ向けた
日本産婦人科医会のとりのくみ

2020年12月9日
日本産婦人科医会記者懇談会

公益社団法人日本産婦人科医会
副会長 平原史樹
幹事長 石谷 健
副幹事長 松田秀雄

成育基本法の成立と現在までの経緯

- 2006年3月日本医師会・乳幼児保健検討委員会から
本法の設置の必要性を提言
- 2012年8月 日本医師会・周産期・乳幼児保健検討
委員会で項目検討
- 2018年5月超党派議連結成 ⇒ 議案提出
- 2018年12月8日(第197臨時国会)法案成立
- 2019年9月～日本産婦人科医会・日本産科婦人科
学会にて本法基本方針への提言項目の策定
- 2019年2月～10月基本方針策定(成育医療等協議会)
- 2019年11月20日基本方針最終案決定

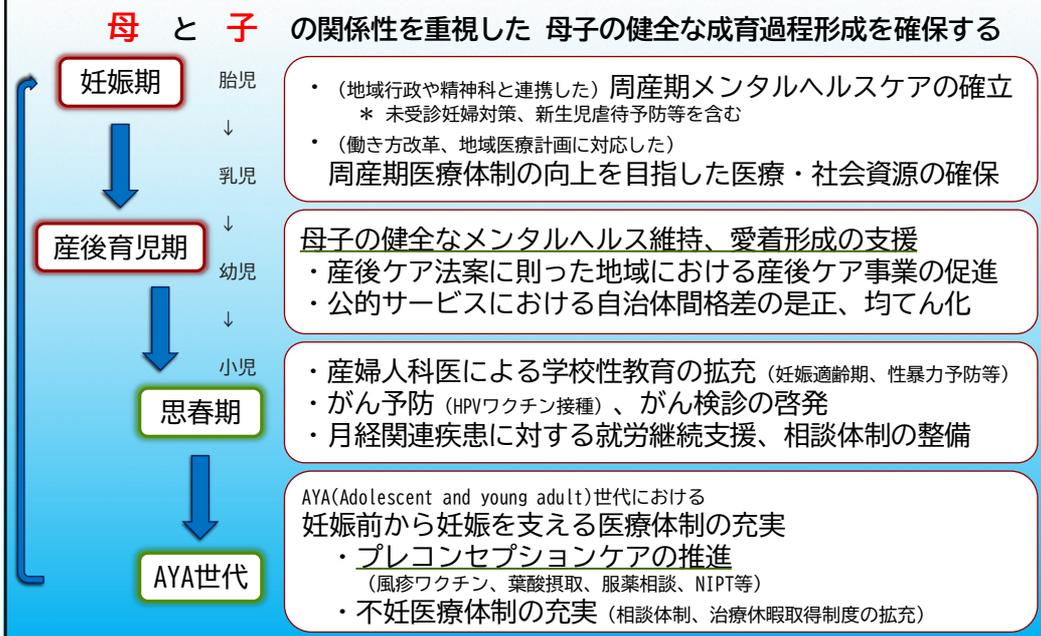
成育基本法 産婦人科領域からの提案: 重要項目

- 妊娠中の母児の健康管理
- 妊娠前から産後育児期における母と子の関係性を重視した母子の健全な成育過程形成の確保

- 小児・思春期からヤングアダルト (AYA: Adolescent and young adult) 世代へと成育する女性のライフステージごとのヘルスケアの啓発、充実と支援
- 妊娠前から妊娠を支える医療体制の充実 (プレコンセプション、ペリコンセプションケアの推進)
- 不妊医療体制の充実と支援
- 周産期医療体制の向上を目指した医療・社会資源確保

切れ目ない支援を通して次世代に健康を引き継ぐことを
関係専門職等と連携して推進する

産婦人科領域より提案する 成育医療 (成育基本法) に係る重点施策



妊娠前・妊娠・出産・育児期は
こどもの脳・こころの発達に最重要な期間

- 妊娠前から出産育児期に至る一貫した支援
医学的、精神的、社会的、経済的
- 出産前に始まり産後育児期へと進む
母児(親子)の健全な関係性の構築
上記の成立を促す医療社会資源の充実
妊娠に寄り添う支援制度の整備

一方、思春期・成熟期を迎えるにあたり
妊娠前から

- 知っていればよかったのに・・・
- 妊娠前に相談でいていたらよかったのに・・・
- 妊娠前から準備できていたらよかったのに・・・

に備えて・・・の準備も大切
例 学校教育のなかで
プレコンセプションケア

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」の内容
(2020年10月30日)

⇒産婦人科側からの多くの提案が本法には織り込まれています

- 妊娠前から出産育児期に至る一貫して寄り添う医療・社会支援
 - 学童・思春期からの健康啓発・教育と相談体制
 - 性の問題、暴力被害、こころのケア
 - 妊娠前に知っておくべきこと・相談するべきこと
 - 安心安全の周産期医療体制の構築と維持
- 等々

2020年11月20日付 基本方針の概要①:

- 成育医療等の現状と課題(抜粋)
 - (少子化、人口減少)
 - (出産年齢の上昇と予定子ども数の低下)
 - (女性の健康)
 - (妊産婦の特性と診療における配慮)
 - (妊産婦のメンタルヘルス)
 - (低出生体重児の割合の増加)
 - (学童期・思春期における全般の課題)
 - (食生活等生活習慣に関する課題)
 - (妊産婦及び乳幼児における口腔)
 - (児童虐待)
 - (父親の孤立)
 - (子育て世代の親を孤立させない地域づくり)
 - (自然災害時や感染症発生時等における課題)

基本方針の概要②:

● 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療(抜粋)

①周産期医療等の体制

- ・周産期医療体制 連携医療体制の整備
- ・合併症を有する母体、新生児
- ・産科医療補償制度原因分析 産科医療の質の維持、向上
- ・妊産婦死亡に関する情報集積、母体救命、新生児蘇生技術の普及、医療安全整備
- ・医師、助産師、看護師等の確保と働き方改善

②小児医療等の体制

- ・NICUを退院した医療的ケア児等
- ・子育て世代包括支援センター

基本方針の概要③:

● 成育過程にある者等に対する保健(抜粋) その1

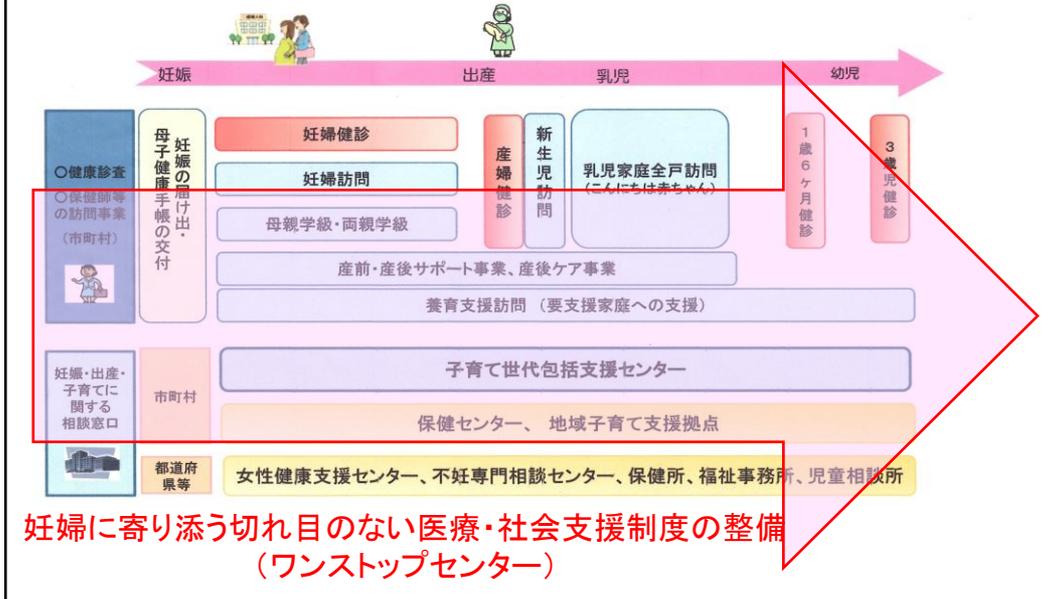
①総論

- ・ 妊娠・出産、産後の健康管理、プレコンセプションケア
- ・ 妊娠期から子育て期にわたるまで相談支援、地域子育て世代包括支援センター等 ⇒ 次スライド参照
- ・ 乳幼児期から成人期に至るまでのバイオサイコソーシャル視点での包括的支援
- ・ 妊婦等の健康管理の充実及び経済的負担の軽減
- ・ 「健やか親子21(第2次)」との連携

②妊産婦等への保健施策

- ・ 妊産婦から子育て期支援子どもと母親父親保護者等との関係性を重視し、成育過程の形成に資する支援体制
- ・ 成育過程にある者とその保護者等との間の愛着の形成の促進
- ・ 食生活。多胎妊産婦等支援口腔の健康 医薬品相談
- ・ ピアサポーター相談支援

妊娠・出産等に係る支援体制の概要



基本方針の概要④:

● 成育過程にある者等に対する保健(抜粋) その2

④学童期及び思春期における保健施策

- ・ 人工妊娠中絶、梅毒及びHIV感染症を含む性感染症問題
- ・ 予期せぬ妊娠等、不安を抱える若年妊婦
- ・ 性暴力、心の問題、自殺対策
- ・ ゲーム依存症等

⑤生涯にわたる保健施策

- ・ 女性の各ライフステージの健康教育、**プレコンセプションケア**
- ・ 女性特有の悩みや疾病
- ・ 子宮頸がん、乳がん等(若年期に発症しやすいがん)
- ・ 不妊治療、不育症治療
- ・ 女性とスポーツ、女性アスリート
- ・ 配偶者からの暴力、性暴力
- ・ 妊産婦等における服薬管理
- ・ DOHaD (Developmental Origins Health and Disease)

基本方針の概要⑤:

● **教育及び普及啓発**

学校教育及び生涯学習

- ・ 身体的・精神的・遺伝学的多様性を尊重した教育
- ・ 妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発・学校教育。
- ・ 思春期や更年期に至る女性の各ライフステージにおける健康自己管理、がん教育等の健康教育の推進
- ・ 感染症、予防接種

いわゆる成育基本法「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」の基本方針の運用にむけて

私たち日本産婦人科医会、産婦人科医は本法の理念と多種にわたる方針に沿い、今後もなお一層の女性のライフステージに合わせた健康課題、さらには妊娠、出産、育児へ向けた医療提供と寄り添う支援を続けます